



为少
治川
心
开
犯
問
答

71
3479
3





小川 為治 著述

開化問答二編

啓略



序

夫七弦琴を弾く節を歌ふのを人乃身を成
せしむるに二味線をして浄瑠璃を語る者なり

及び流語を引く小言をいふ者は人乃形を移
らざるに孫栗毛を昇せしむ異見をきくもの
こ及びおん七弦琴や清や論語ハ世習しし學者
先生と号すし人こあかきまじり知らぬものこし
三味線や浄瑠璃や孫栗毛ハ世間よりカラ世々

昭和十三年
二月七日購求

開化問答

少兒少茶をのやまらるる者いぬをどる茶子を以て
これ誘ふ茶子故以て誘ふ少兒の葉
子の甘き故を以て茶を此苦きを知らず
これよりその病を治すも平茶を
す。此茶をこれ世間の世の少兒少茶をのやま
る仕方の差は仕方の世を御福して何
事の上にも用ひるべし。我嘗てこの仕方を感
心せしあり。故にこの開問答を作ると始り

決してむづかき文字やむづかき文句を用ひ
ずしむ勉めむわたりカラ無茶苦茶と呼ぶるは
方々の者こそは法心と思はし。その法心は何
所の法心と擇むるなり。然るに亦乃書り
我もこの理をまづて熊膽や黒丸子よりもの
みよきと乃りし。且その文句は於市や松風など
の風流も亦なほむよきとむわたりカラ世茶苦茶
と呼ぶるは法心これ中の一はありし。なるのこ

一とくもふくしおむづりあそはさるま
 の何ぶ一よおむづりあそはさるまの
 らばおむづり一おけおむづりあそは
 さるまは自分の病氣を平癒せぬまがけり
 一おむづりありあそはさるまのあそは
 けら一おけ一香こころをけり腹をさるま
 せられ蓋しその道理いたるまのそま
 せらよのけりとも常子その法心子思ふしその

法口子仰き一乃子加ふ子兼まかりとも
 市や松風乃風味をさるまは法進めまかりとも
 かりおむづり君上らぬと仰せらるまがけり
 右上一ぬとは何せらるまがけり一法心子思ふしその
 序とく

明治六年四月

小川為治



惟時

目録

- ① 政府の成立基の問答
- ② 人民の政府に對する職務の問答
- ③ ポリスの問答
- ④ 大陽曆の問答
- ⑤ 地券發行の問答
- ⑥ 證券印紙發行の問答
- ⑦ 貨幣紙幣の問答

開化問答二篇卷上

小川為活 著

舊平

サテ開次郎さん、過日は下小對、いろいろ、さからぬ
 不測を論せし、小足下乃、活心切を以て、其等乃道理
 を一々、活解下されたを、おせふより、僕の大はま
 での疑念を、大方消失せ、胸中を、恰も雲霧が散りて、明
 月を見る如く、ゆいて、誠小ありがたき事、小覺え、升、そ
 の後、いろいろ、活世活を、持たが、病めて、活活、一乃、趣

を以て懇意の人物を見懸くせむと説得かてらよりく
 話したる事もござるさる中ふも屈服する人もあり或
 り強情にておせ等乃議論のつてを承知せぬ人もあり
 てその承知せぬ人乃言意をきけむまた至極尤乃道
 理不覺えおせおため僕もまた一層の疑惑を増した
 る事ておざるおかき今日余上せしハ餘の儀ふあ
 ずおせ等乃人より聞受し議論を以てまた足下にお話
 しし僕の疑惑をとかんためふて開さん毎度お暇か
 きの事ながら今日もいそそ僕乃相手をなされて下され

ませサテ開さん第一番僕も口からさるる今乃法
 役人方乃職務ておざる元公方様の時代も法大老
 法老中若年寄を法三役と唱へ天下の政事を總てお
 の法役人方乃進退ふてその下にお列りる寺社奉行を
 神社寺院乃事を掌り町奉行も町方乃事を掌り法勤
 定奉行を總て百姓お拘りたる政事を掌り公事訴訟
 乃類をこなすの法役人方の引受けふてその規則正
 しくして手筈のよく整ひてゐたる事を今更らふま
 でおおざりません實に天保年間乃世界をこの上にな

き泰平の時ふて一寸志たる話一... 公方様か
召上る法菓子をかり一年中六万両位法買上...
なつたとり... 世間乃殷富なる事... せし準
して推計らる... 次第ふて正真小天下泰平國土... 稔と
り言葉小通む一時節を元乃公方様乃法治世の事
でござりませう... 政府小嚴重なる規則ありて
萬事乃手筈がより... 整むてあたるゆゑでござる... せし
引り只今乃法政事を何乃さば... 僕を... せす... 太政
官や大藏者といふ... 金の... 名前との... 心得りたり

一... 役所乃名... 左大臣や右大臣
と神様乃門番を... 木像の名... あり... 太政
官乃役名... でござる... 他参議... 筮竹... といふ
役名... 恰も百人一首乃名前付乃如く... 大の舊平... など
ふ... 理窟か... その筋合を曉了事か出来
ません... 性根も... 後名乃人が政事を執
行ふ... 昔... 乃おもかけの失果... たる... 尤千萬ふ
て役所... 練化石... 役人... 窄袖細袴乃
毛唐人と... 法觸法布告... 漢語乃四角張

月... 二...

二...

たる文字とわりて民百姓を闇夜不知らぬ山路をた
ぐる如く我元籍を誰が支配する事か我家庫を誰が
保護する事か我年貢運上を誰が差出さる事か我
公事訴訟を誰が裁判して貰ふべき事か更その用
的乃志せぬより或を規則不觸せ罪科を犯して思ふ
もつらぬトシダ災難不陥る者が深山大ざり蓋かく世の
有様の變革たる根原を政府より舊来の仕来り
を
こなありきとのと慢小毛唐人乃其似をするゆゑで
おがる令躰毛唐人の面を髯がせえと尤らき者ゆゑ

法後人方々ミナ毛唐人乃其所を信仰し隨毛唐人
乃言意を以て天子様を詐騙しつゝたる次第
かする時節不出逢ふ我々を實に迷惑千萬なる事
サテ政府ありかく民百姓の難澁を引起しおせりて天子
様乃其身上が富貴ニたりしかと思へむさるなくして
天子様の法身上を却てまわく貧乏ニ陥りやうに
見え升そのつげを昨年の春天子様の法所が炎焼せし
おとがおがるさる今日までその法者請か出来たりて矢
張仮法殿小法住居をさるる所を以て見せおせ天子様

乃法身上の貧乏のわたり—證據めてまた下々乃心服せざ
 るのも推計らる次第でおさる昔—公方様乃法住居が
 焼失する事ありとも僅二月か三月の間元乃如く法普
 清が出来上りて公方様が法泊同様なる住居を一年の
 二年もたさざる憂を決してたすものでおさるさそ
 を今の天子様乃法身上を昔—乃公方様乃法身上小
 較ふせを提燈と釣鐘程乃相違ひて實小天子様を情を
 なき不ど可愛さうなるその小存—けさせどもおせさる
 慢小毛唐人を真似日本乃古風をきて賜ふ所よりおせ

る自業自得の報りせむ無擾次第でたさるナト開さん
 今天子様が先規仕来りをきて、性根も忘れざる役名を
 採用のたまひ譯乃りからぬ政事乃仕方をたさるる詰
 り法自か乃益もたらは又下々乃益もたらさる事にて
 いそゆる骨折技の草卧儲なせむかゝる餘計の仕事は法
 廢—こなきれ矣張昔—の通り法三役或も三奉行など
 の法役人を以て法政事を執行せさせられたるをそま
 り民百姓が心服して只今の如く法住居乃法差支な
 さる、憂もなき—て元乃公方様の如く殷富なる法

暮しをなさる事を得るならんと大の奮平など景
下から榮むる事ておさるがそを二付き足下の法見込
如何ておさる

開次郎

おる不と奮平さん足下乃法疑念一寸聞ふを理不適
法尤乃や二覺のせどおをよ多く考へ見せをな本
を正ぬ僻論にて畢竟ともたらぬ不理窟でおさる幸
を今日と大の開次郎用事となを間暇の事をせば大
せより足下の法相手ふなり僕の思ふ所を底蘊を法

話しアさんとぞんしサテ初編も一寸法話しアタル
通り元来國乃政府をその人民乃権力の寄合しものな
を國の政府にて行ふ百般の政事をとりその人民
の安樂を謀らんために行ふ仕事は相違おざりませんさ
るに舊来乃政府を總て大の趣意は情り人民の安樂を
謀るべき政事を以て却て人民の疾苦を引おさしたる次第
ふて畢竟人民を以て政府の所有物と心得しゆえにお
さる政府の趣意かくの如くおを世の有様もまたを
せし随ひて弱き者恒強き者乃暴虐不達な威勢

多き者も恒に威勢少き者も耻辱を與へ人間の交際
 恰も禽獸の群の如くして今より此世を考ふ事を實
 小胆のつづる程馬鹿げたる世鬼でござり外今かく
 僕が舊政府の事を誹謗するも殆ど暇小なり奉公
 人が舊主人乃非を數ふる如く甚だ腹黒なる仕業な
 りといへどもその非を擧げざるその道理が聞えぬ是無
 據木の下ぬけてもまたいきなり擧げて舊政府の道理に背
 きたり一次第柄を話話一アまんま第一旦下の仰るる
 侍三役或も三奉行をたぐめ下この小役人小玉るまでその

役義を得る有様を考へぶらんやされ即心願といふ内
 願となへ權勢ある役人の門戸墨所小媚を諛ひ我
 身上を傾くるなどの賄賂進物を用ゐかくして稍くその
 人の取持を蒙りてその役義を得る次第でござる心願
 人のかく無益な金錢を費せしける役義をだし得せは
 また他より賄賂進物をとるまゝ我をせまで使ひ捨たる入
 用を忽ちとり返す事を得る由あるて其を以て見せし
 昔乃役人を恰も免許を受けて行ふ盜賊乃如くその政
 府を不盜賊の集會所ともいふべきものでござるあつ

不正なる役人を以て組立たる政府也其の政事乃
無理非道をもとよりいふまでも過ぎりません今大世を公
事訴訟の上小就く詭せも吟味役を理乃曲直小拘まら
ば恒不進物の多少を以て裁判ある風たうせば今日願人
が進物を贈せを願人乃風波をよく明日相手方より
賄賂を用るせを相手方乃旗色を盛んし一竟不その勝
公事を進物乃多き方不與ふ事て過ぎる全解裁判
を政府の役目中第一番肝要乃ものなるこそせをらかく
の有様やせもその他乃無理非道よりいふまでも過ぎりません

さきを昔一の世を啼児と地頭を勝せぬといふ諺乃
通り政府といふ役人といへも百姓兩人乃金銀財産を
勿論妻や娘を強奪せとも更さし構えきが如く百姓丁
人もかゝる無理非道なる仕向を受くとも此世を訴ふべき
所とすべき也えたが口を黙して涙を飲り込むがかりりて實小
今より十年をかり以前までを悲しいとも瘡らしいともいへ
んかたなき世の有様で大きき外々此世等乃事を今僕が
口新しく活話しアさぐとも足下の活心中あて元乃世
思の有様を活考へたれやうなサツパリと活了解ふならん

事小てナニ「舊平さん」只下もその頃を政府や法役人を
無理非道なる仕業をせざる者と思召たる事ではござら
うサテ此せより世小政府と云ふものある道理を法話しやさ
人譬を男女一群乃人数ありて或る無人乃土地を見
出しおせし移住せざる事あせを直小家を作り地を耕
し山小薪を採り野小獸を狩り海小魚を漁りして各々
衣食住乃計をせざる事ではござらうかくの如く人々骨折
を勉むせざる自然小衣食住乃手立も備り餘計乃品物
も貯へえらる事ゆて餘計乃所有物あせたまは互

小交易して各々その心情を饗かめ幸福を増せ次
第でござるもの人々乃有様かく乃如くたせむ皆安樂小
て更小心配なむ人々乃苦むせども人乃料簡を奸曲
の多き者ゆ或る人乃束ねておきし薪を盗むもの
あり或る人の取入ておきし穀物を掠むるものあり
甚しき恒小腕の強きを恃む人乃所有物を奪取り
て我物顔不用るものもありて竟小大の一群小傷
く料簡の者一人もなき事小なり各々た人乃物を掠奪
せんとの心掛ぐる有様小陥る事ではござる勢を大の

す、小捨おきど一群の混雜も勿論終小生治の道も盡
果つる事也、仲問一統相談乃上悪事をまゝ若あせむ
大勢ふて取押へたせを懲ら民法を設くる事あり、大せ
即や、政府の成立姿でござるサテ、追く人数も殖之家数
も増して元の極小仲問一統集會も事も手重小打
り且集會もとも折合のつゝぬ懼きある也、更小相談の
上仲問中より若干の人を名代人小撰も出—大せを—
て、大せ等の規則を設くる事及小規則を執行ふ事を
引受さむ、あせ即後の立法官及び行政官の姿でござ

るさりながら悪事を行ふ者ある、大とは、大の名代人一統集
會も、あせ却て面倒なる事あせむ、更あその中より若干の
人物を撰も出—大せを—て、恒小仲問の規則も従ひて
裁判する役目を引受さむ、あせ即後の裁判官の姿で
あさる、今世界萬國小政府とりよ者綺羅星の如く居列
べど、その本源を尋ぬせむ、一ツも大の道理も外るゝを、あせ
で、あせさる、あせを我々乃治めらるゝ日本ヨメの政府とりよと、あせ
の成立基も大方、あせの道理も相違あせ、事も心得外、あせ
故小政府の成立光と、あせ者もとりよ、人民の成立光も

て畢竟政府が人民より預りてあるもの不同違ふざりませ
 んそを舊來の政事たるの預り物を以て預け主を奪
 ぐ取扱ふたり次第みて預け主をまた革の煮えたる法
 存トなき歎癡をかりたり一々無理非道の仕向を受
 くといへども猫ふあむたる鼠の如く首を締め尾を隠し
 只管ふせ小吸後して貴君の法無理法尤も匍匐踞て
 むたるとけふしてその馬鹿さくき事よきでもなく今
 更ふせを考ふせを無念千萬ふ愛え外ふ是即政府の
 成立道理と舊來の政事の道理ふ背さてあるたり一譯

柄てささるサテ又吾思萬國政躰の模範に至りてある
 の國柄と人民の風俗とよりていろくの差別あるはな
 きしむたを括ねて區別せむ大抵君主政治貴族政
 治共和政治の三政躰に歸する事であさる君主政治と
 國に代り世襲の君主ありて政權總て君主の手にあるを
 りし貴族政治と國中の身分よき者寄合を政事を行ふ
 をいふ共和政治とを身分の高下小拘をらに国内的人民總
 て政事小與かをいふの三つ乃中貴族政治や共和政治の
 事柄も今法話一アス所ふあきり入用なき事なれバソット

守限へ取除けおききて君主政治と夫の詔し就き入用
 の政躰ゆゑ夫の得柄のこころをいふ話し一をせし折君主
 政治も二通りの差別ありて一を立君獨裁といひ一を
 君民同治といふ立君獨裁も君主の權威際限なくして
 一國の人民を以て總て君主の所有物として人民の財産
 を與奪するも勿論その身命を生殺する事もみな君主
 一人乃料簡より出づをいふ蓋し古来より日本漢土乃政
 事もみな夫の君主獨裁にて偶仁恵なる天子や國王が出
 る時も人民が安樂なる政事を蒙る事ありといへともその

人の息子をまた親に似ぬ鬼子にて地獄の鬼より塵き仕業
 を以て人民を針の山に苦しめ血の池に泣かせ恒に三脉道
 の苦痛を受けさせたる次第でござるさせを君主獨裁と
 全く正眞の道理に背きたる者にて夫を野蠻の政治と
 いふべし則かくの如き政治の下に住居する人民の毎學文
 盲なるもいふまでもござりません又君民同治とも一定の
 規則を以て君主の權威を制限し萬機の政務を總て
 君主と人民と相談の上執行しをいふさせを文明開化と
 人の羨む英吉利杯の政躰にて正眞の道理に適むたる

開イ開
二

勿論實不善美を盡たる政治でまざる蓋一丈せ等の道理も今より二十年をかり前まをえから西洋と交際があらう問不誰一人をせを知る者なり一西洋と交際があらうてよりかろ國の學者等乃議論が溶来一漸く世間不あれを信ずる者ありて遂不丈せ等の道理が日中へ出る事を得たる次第でまざるさせを舊来の政事を何するもこな公方様一人の榮耀榮花を盡さんため不設けたる者不して將軍の株だ不手不入るせむ准おても不の榮耀榮花を盡す事を得らるゝや不少し知恵のある奴を不

でもむやみに騷動を好むその騷動不乘一甘く天下をせしめんと較計たるをけふてかの明智光秀が信長公を弑一太閤秀吉公が光秀を誅一徳川家康公が秀頼公を亡志一やどその唱ふる所を各々異うといへども畢竟こな奸計詐術を以てその貪婪強欲の情を逞くせん仕業不相違不さりません大の故不明智の政事が豊臣より優臣より劣せらるゝあらば一徳川の政事が豊臣より優せらるゝあらば一丈せ等の人も博徒が博奕をまする如く天下を以て賭物と一互不その命を充あめんとせし

月比月
二
十三

事をせむ何時の世も人民が手足を伸ぶ事あた
たがりくともとより志のあるべき苦みて竟不人民
の狭き料簡から家も政府の借物地面も政府の借物
金銀諸道具も政府の借物妻や娘も政府の借物ま
心小我身命まで政府の借物と心得政府が家をよ
大せといへを唯地面をよ大せといへを唯金銀諸道具
をよ大せといへを唯妻や娘をよ大せといへを唯身
命をよ大せといへを即承引して唯といふたとへ心
中不無理なる仕業非道なる仕向と歯を切りて悲

り足捲りして愁むとも明白小その筋道を論をれを
却て返り公事のため小な不く禍を重ぬ事や急無
念ながら無據政府の意小曲順してその言付を肯云
たり一事で大なるナント舊平さん此等の事を考ふれ
も昔の世畧を身の毛が戦栗やうでもおざらんか
ソコバ只今法話一パス通り公方様の料簡不て天下を
我所有物年貢運上も我身上の賄ををさべきため不取
立るものとし心得るや急も一物入嵩えて財用不足せる
時も忽ち年貢運上の歩合を増加する事ありやかの

位居の焼失する時をとも日本國中の大名旗本へは普
請法を傳へ唱へ普請金の上納を言付くる事ありて
大名旗本もまたその知行所の百姓町人を雇ひ普請
金と名付けられをとり立上納すかくの如き譯令な
れをその普請の速に成就せる事ト怪む次第をばざ
りませんされむかの玉乃薨小珊瑚の桶迦羅白檀を以
て作り立たる法殿を實を人民の膏血の塊りなれば
の閑次郎などをもの上もなき穢物にまじりて覺え升
とうでばざる篤平さんおれ等の事を法考へせられた

らむ元の政府不ど世に無法なる者をなしと思召大
とでむさらうサテおれまで追ひ法話一パス通りかの
政府や法役人方が日本國を一口不頼張富士の山不ど
の糞をたろ、如き面付を威張ておらるもその本源
を穿鑿おれも畢竟日本中お三千五百萬の人間お位居
してその仕事を打任一年負運上の出銀をして使すお
急でむざるおれば當今の政府おてお此等の道理を爲し
心得おれまかの習弊を悉く除き去りて公明正大なる
政事を行ふ次第でむざるおの故に當今の法政事お上

向を君主獨裁の如くなれど實際上は就て見れば
謂君民同治の政事にて政府も萬民の政府政府の仕
事を萬民の仕事といふ議論が着實に行なれ最早今
日小及びて今年負運上も天子様の法賄をせんた
め小くりたる年々たつと、いふ言を桃右郎の鬼が鳴
征伐の話一因縁不昔一物語と相なりたる事では
るソコテ只今の政府の設方を法話一アサをまづ政府
を總て太政官と唱へ大れを正院左院右院の三つに
區別す正院も單に太政官とも呼ぶ大の役所の重役

を太政大臣といふその次を左大臣右大臣その次を参
議といふあれも丁度元の法大老法老中々年寄など
に似たる法役もて世の中の萬の政事も之が太の法役
人方の評決よりて行なう事では左院も正院
の相談方にて重役を議長といふその下は議負書記
官など、いふ役人あり外即政府は於て新規則を
定めんとする時正院よりその事柄を大の役所へ下せ
む志の役所にてその是非得失を評義してあれを政府へ
申上ぐ又人民の政府へ建言せんことを者その建白書を

六の役所へ差出せし夫の役所にてその可否を評議し
 よきものを採用してまたこれを政府へ申上くる事にて大
 ざるサテ外務内務大蔵陸軍海軍文部教部工部司法官
 内の十省開拓使及び府縣の役所總てこれを右院とPシ
 外省と名付了役所にて重役の事を卿といふその
 次を大輔少輔大丞少丞といふ開拓使にて重役の
 事を長官次官といふその次を判官主典といふ府縣
 にて重役の事を知事令といふその次を参事と
 してソコテ外務省も外國と條約をとり結ぶ通商交易者

の事を掌り内務省も日本國中乃人口戸数乃取調べ
 貧窮人の救助道路堤防の音信物産乃世話郵便の通
 達ホリス乃事務などの事を掌り大蔵省も貨幣紙幣
 の製造年貢運上の取立方及び國用の使拂などの事を
 掌り陸軍省も軍掛りして器械彈藥を貯へ日本中より
 兵士を召募り兵隊を組立られを諸所へ分配して不虞
 の用を備ふる事を掌り海軍省も軍艦の掛りして蒸
 氣船や鐵張軍艦を整へ船軍の用を備ふる事を掌り文
 部省も學校を取設學問の世話を掌る役所教部省も

説教の取締を一神官僧侶を支配する事を掌り大抵
元の寺社奉行の教たる役所工部省も鑛山の取締宛明
基の築造錢道傳信機の建築など總て建築製造係
りたる事を掌り役所司法省も總て公事訴訟の裁判及
ひ悪人を捕へて刑罰を行ふるを掌り役所官内省も天子
様をとりめ皇后様親王様方乃法賄を掌り大抵元の法
賄方は頗りたる役所開拓使も元の箱館奉行同様なる
役所にて蝦夷地開拓の事を掌り府縣もこれを地方官と
唱へ上り載りたる諸役所の指番を人民の上り施し行ふ事

を掌り直小人民の罪係する役目にて大抵元の町奉行又も
法代官やといふ類りたる役所けれどもこれを元の町奉行又
も法代官に較ぶる時も餘程重き役柄のものでござるサテ
現今政府において一年の収納する年貢運上の金高も元
五千六百萬圓餘ありて一年の使拂ふ金高も元五千二百八
拾萬圓をかりてござるその使拂の金高の内官内省の使
用度即天子様乃法身上は係りたる法入用も僅七拾五萬
圓にとりて餘の五千萬圓の金高も元政府の入用即人民
の仕事を取扱ふ入用でござるされも總一文とりよしも天子

開イ開答

様が擅しんは法使用ほふしゆなさるるマハも毛頭もうとうなき次第しだいもまた
人民じんみんの務つと深ふかきを厭いとふ法住居ほふぢゆ法造ほふぞう管かんなどの事ことを行おこな出いさ
ざる天子てんし様乃なり法料簡ほふりょうかんを法察ほふさつ一いつせむ實じつ小涙こなみの大おほなる
るどありおたきもの覺おぼえ弁べんナント舊年きうねんさんおれ等の事こと
柄がらを考かんへ合あされむ先刻せんこく足下そくのむと堂理どうり窟くわらうの仰おほせ
られ議論ぎろんも恰あたも人を挑撥てうはくして悪行あくかうを引入ひきいるが如ごとく切き
角かく人民じんみんの為ためは公明正大こうめいせいだいなる政事せいじを行おこなへる政府せいふを以もつて却かへ
て舊来きうらい乃なり無理非道むりひだうなる政事せいじを行おこなむと志こころめんとす譯わけ
柄がらは陥おちり上かへ政府せいふの料簡りょうかんは對たいし下しもを銘めいくの身み分ぶんも著たし

甚こゝろ大おほ相あ違ちがぬ事ことだと曉しるすでござらう夫おのの故ゆゑ。向むか後ごを大おほ煩わづら
むる心得こころえ違ちがひの話はなしして屹さつし度ど法慎ほふしんになされ一向いっかう今日けふの法政ほふせい
事ことは服従ふくぞうして政府せいふの法趣意ほふしゆいのありおたき事ことを尊えい敬けい
まゝやうむせられませ

舊平

なる不ふと足下そく乃なり法理解ほふりかいめて只今ただいま乃なり法政事ほふせいじのありのた
き事ことをスツカリと得心こころしんする外ほかタツコデ僕わたくしもまう足下そくの法
話はなししは就つてもう一いつ法聞ほふもんアス夫おのがござる全躰ぜんたい足下そくの法
話はなしの如ごとくむれを政府せいふや役人やくじんもたす人民じんみん乃なり持物もちもの同どう様さま

月七問答

二書用集七

なる者や忍されを蘇あさうと起さうと煮て喰うと
焼て喰うと人民の料簡次第おちるべき苦みしてまた
彼等おちておれを彼是はべき筋を知らん事おそん
ト非されど今世間おちてあつらさまお政府を誅罰し
或は役人お無禮をあたふ者あれを彼等を中へ承知
せりて忽ちその人を捕へ罪科お行し事おれをおれ
を以て見れを失致なつら足下乃作らる存火爐兵法
畠水煉た口文乃利口にて畢竟おべしと行おれへの
らざる法議論おおさりませう且足下の法語おしおれ

お政府お役人お丁度人民の奉公人と同様お心得られ外
ソテ又世の有格お就ておらんおされお給とり官負格と
聞お誰も彼もおさ低頭平身して且那格法持佛格と
尊敬し法髻乃塵を拂おざる者なきお如く官負格を
また人民を以て自己の家お畜へる犬猫同様お心得お
れお對する時お恰も護護の袋の如く瘡たつ面を慢お
脹らかりその威勢を示さんとする次第でおざる何れ
銘々乃使お奉公人をおかくの如く尊敬する筋もおられ
おまた如何程横着おたる奉公人といふとも主人お對し

かくの如き無禮を働く者大にざり非まひさせられむ
どうしても是下の御事西をありをかりあて推量
小相違大さりませんきりながらも一是下乃法給一
が正真の筋合をあらむをそれあらう人民のためにも大の上
なき後楯ふて韋駄天が尻推を仁王様か加勢を屯
るより世不氣丈夫小覚え法觸や法布告を守らん
もよ一年貢運上を拂えんともよ一兵隊とかりて重き
錢砲を擔げずともよき事一して一はれをやのま一
りり役人があらむ直小幸公人と主人乃道理を以て一言

の下小いむ伏せなるかれおれ言募らむ暇を使ま
ての事也五實小人民のためにも便利とも重宝とも
いとんろたなきありろたき話一で六さるサテソコデかく一
て見れむかの政府や役人が人民を捕へ課料不行小
事を詰り執小乗一我物顔ふその權威を振ふさけで
おざりませり何小せよ是下の法話一を世の有様小
引合一見れむトント合点の四のぬ次第でぶざるまづ
それ等の論をきき、真實小是下の法話一が正真
の筋合なれを人民をかたくる一法觸や法布告を守

心配もなく骨を折て稼たる銭を年貢運上のための
 ひとり立ちする憂もなくイヤナ兵隊とわけて銭砲玉乃
 的となる苦勞もなされず大の上もつきありがたき次
 弟小て大れを聞ん人々定て年寄が初孫を儲け
 了如く雀躍してよろ大の事でもござらう
 閑次郎

イヤ舊平さんおまへ乃無理窟をどうも手が附られぬ
 中子覺え外即右といへも左上といへも下といふ如く俗
 物戻といふも足下杯の事でござりませうさうながらあれを

よき物事の道理を法吞込なきらぬ要急なれをまた深く
 咎むべきは、ちも大ききまね僕もかく法話しをちかゆ々
 上からといつても、までも足下の得心なり、までも決して
 止めぬ心得でござるサテ足下の法論でも政府や役人も
 人民の政府や役人も、也急孫かさうと起さうと人民の
 料簡次第よりて決して彼等も控せられを違背せよ
 きマけちなき、苦ぢりされを年貢運上も拂をばともよ
 からん兵隊とやらはともよからん法觸や法希告を守
 るもいらぬ仕事と仰するマけだがおれ大なる心得違て

修不の敷不蛛手横紙破りの議論でござる抄人間乃
身の上の権利と義務といふて恰も車輪の如く何事
も付ても並ぶ立て行る者がある事をありかたれま
せ譬を物の高賣の上は付ていへを商人の代料を受る權
利ある也又品物を液申義務あり買人も品物を受る權
利ある也又代料を拂ふ義務ありまた主従の上は付てい
へを主人を奉公人を使ふ権利ある也又給金を拂ふ義
務ありまた奉公人を給金をとる權利ある也又主人のた
めは傷く義務あり也の道理を世の人の萬の仕事は志

たかむて領吏も離れぬものでござる今大の道理をよ
きお考へたまされたまを人民と政府との間柄をさしお曉
る事ではござりませう今世間乃人が夜分雨の
表乃戸をメタカと吟味して先されで用心ト一落つ
き卧戸に入る事ではござるッコデその用心を如何なる
ものと考ふれを四か板一技志かも裏表からけつりて分
板一技ク一大きなる屁を放ても響裂る位のもので大
がるかる不用心の物を頼みて大斬盗賊の憂なきも白
川夜船と寐てゐらるるも則政府が法律を以て世を治

むるやえでござるうれも自己の山やまだあれも自己の田地でんち
 ごと一里も二里もたぢれたる場所ばしよみえておきて誰一人たれひとり
 あれを奪うばむもの者ものなきも則政府が法律ほりつを以て世よを治し
 むるやえでござる自己の家かを蔵くらが十とまへ地面かが百とまへ
 有金あうかねが十萬兩おふまんりやうあれを酒池肉林しゆちにくりんの中ちゆうに揚妾やうせつ妃ひ
 や小野この小町こまちを揚話やうわふまとも子孫しよん代々たいたい貧乏ひんぱふたる氣使きつか
 ちぢうとあ心こころしてあらるるも矢張政府が法律ほりつを以て世よ
 を治しむるやえでござる自己の時計とけいを立派りつぱだらう自己乃
 衣服きものも青森あおもりだらう自己の妻めかけも好女こよめだらうと人ひとは誇うかりて

あらるるも到底政府が法律ほりつを以て世よを治しむるやえで
 ござるされども上かみは政府とく人民じんみんの取締とらとりを良よき者ものなく
 む世よの有様ありさまもどんなものぞござりませう大方強あつかつよい者もの勝かち
 して人殺盗賊ひところもろくろく至いたらぬくまらなき事ことならんと存ぞんト外
 されハ時計とけいを所持しよじする事ことも覺束かくつかなり衣服いふくを着用ちやくようする
 事ことも覺束かくつかなり妻めかけと子こ鴨かも乃樂たのしみもかまらぬ覺束かくつかか
 き事こともして金限財宝山林田畑きんげんさいほうさんりんたんぱつ何なに一つとひよとも自己おれの
 物ものと安心あんしんして存ぞんおするを決けつして覺束かくつかなき事ことでござる
 蓋けだハ六の事を知らんとも昔むかしハの乱世らんせいの時ときを引合ひきあひ出

きんとも今より八年より以前幕府の亡ぶたる頃の
有ぬ不就て見れよとある事とてその頃の事を考
ふれ今更身の毛が戦粟やうに覚え外ナント舊手よ
此等の事をお考へたされども政府乃恩徳を實小廣大
無邊のものとお得心がまありまうたらうコデ人民一般
小かくの如き恩徳を政府よりうくる権利あれをまた
はの恩徳小報ゆる義務即つとめといふがなくてな
ちをぬ答ておさるさる小且下の成論では恩徳を飽き
うくべしあれ小報ゆる義務をせぬといふにけられぬ

物を買ふとも代料を拂ふぬ奉公人を使ふとも給金
を渡さぬといふ如く我儘とも手前勝手とも譬方なき
無理窟ふて難いかなる無理窟小信服する者をおさ
けまいサテ人民の國小對する義務をその数甚だ多く
て悉く大れを算へ盡きよとあたをせれどもまづその
中乃主たる者をあげれ第一小國を尊敬する事第二
小法觸法布告を堅く守る事第三は年貢運上を拂ふ
國用を費くる事及び兵隊をやりて國を守護する事
ておさるおの三と余よりしてその他百般の義務を生

まるまひわれを大のニテ衆の事柄だよくそく曉れをそ
 の他の事柄もおのづから了解せらるる事でおさる第一の
 國を尊敬をとも國の政事政府及び役人等を尊敬
 する事でおさる何を以てはれ等のものを尊敬する事ら
 といへばまへも片語し申タル通り元来政府を人民より
 成立ものよりして一般の人民が各々その所持の権を一分
 づ出合を出来与りたる者われを政府を即人民の政府
 政府の権を即人民の權政府の行ふ政事を即人民の
 行ふ政事大の政事をとり扱ふ役人も即人民の代理人とて

大の役人の身躰を不銘く乃身躰と同扱ゆる事のでお
 ぎる凡人間と生れて自己の心思身躰を大切と思はざる
 者もなき筈にて自己の心思身躰を大切と思ふ者もま
 大その心思身躰より顯える、權とりよもの、集り合ひ
 て成立たる政府を大切と思ひ尊敬せざる者もなき筈
 でおさるさるふもいふれふ及一國を輕蔑する者あらむ
 され自己の心思身躰を輕蔑する能はざる人も大方
 氣達か乱心者なりて本氣の沙汰でなぶざり非ざるされ
 を誰もてまの道理だふ香込めを國の威光を我身の威

光國の衰弱を我身乃衰弱樂しとも悲しきも痛きも
 痒きもこな我身乃上の事と思ふ也自然に國を愛
 する念も生れ政府や役人を道理に従ひて尊敬する
 べきも至る事であらざるか國を愛せ或は國家を大
 切に思ふを以て之を大さう仰山に聞かれども畢竟我
 身身を尊敬しておれを大切にする事であらざる
 事かテその次乃法觸や法布告を堅く守るべきをす
 法話して通り政府にて政事を行ふを銘記して
 行ふと同様おれをその法觸法布告を守ると恰も銘記

の言葉を守るも同様なる事であらざる事か大れ小
 及し法觸法布告を以て背く事あらを譬を以て之から
 好て人と約束しまた之を以て背く事あらを譬を以て之から
 一その約束せる人を以て何と云ふやか之を以て違
 同様なる馬鹿者といひて譏るべからざるを銘記
 乃言葉同様なる政府の法觸法布告を以て銘記より
 破るべしおれを尻口あらぬ所業也又おれを取扱ひある
 政府もまたおれを氣遣同様なる馬鹿者といふべし且お
 かる馬鹿者も少し位横著なるおれを以てよも氣の附大

とたあらすとの見込より常々無理非道なる政事
 以てあり伏す不及ふとて畢竟おれ銘く乃自業自
 得身から出たる舖を一言半句の苦情もいそんやう
 ぢきして實に是非を次第でござるまねふよりて
 考ふれ公明正大の政事を受くるも無理非道の政事
 を受くるも銘く乃料簡その言義を守りしさら
 ぬと乃際不あるとぢれを法觸法布告を守りて
 人民乃大切なる義務とそいへど更ニ深く論ずれ銘
 く乃幸福を増まへき道でござるさりながら其の義

務小付てらも一の心得おく事があり并全賅政府の
 法觸法布告を銘く乃言義同ねぢりといへどもおれ
 を銘く乃口より出いでせぐふその身躰にて行ふも
 の不あらずされ中不を銘く乃心不適をぬも又左
 銘くの安穩不害あるもあらんおとでござる且人間を
 権勢あれを必以その目下ヨ向て手前勝手の仕事
 及ぬものにて主人を何時も奉公人より手前勝手乃
 仕事多く亭主を何時も女房より無理なる仕事の多
 きが如く人民の権を一纏みして預れる所の政府を

れむその権勢を恃たのみて自然シ私私の心を生ます遂つひに無む理り非ひ道の暴政を以もつて株主たる人民を震おそくとり扱あつかふもまづある事ことでござるしし六むの時とき不當あたりては貴君の法無理はむらは尤もととその暴政ぼうせいに從したがふとすかれ堂々たる議論ぎろんをおお立たてその無理非道むりひどうなるを辨駁べんぱくしてその改正かせいを請こふべしあれまた人民の權利けんりでござるされどもれをすするは道あり決けつして過激くわききならずたぬやう温順おんじゆん柔和わやうの道理だうりを盡つくして六れが改正かせいを求もとむべしし徒と党とうを結むすぶ一揆いつぎを起おこし謀叛ぼうはんの類るいたる所業しよごふを以もつて

れも所謂いそ理りを以もつて非ひに落おちる筋すぢに陥おちりやなさら震おそき政せい事を以もつて苦くるめらるるに至いたるでござらう六の故ゆゑに政府せいふもその権勢けんせいを誤用ごようして暴政ぼうせいを行なふとありとも決けつして粗暴過激そぼうくわききの所業しよごふに及およぶさるやうよく前後ぜんごを省しやうみ誠實せいちつの道理だうりを盡つくして改正かせいを求もとむべしあれまた六の權利けんり中の義務かむもしてあれ等の理合りごうもまた銘めいにその心中しんちゆうに會得えとくしてゐられむかふたぬ六とでござるサテその次の年貢運上ねんぐんうんじやうを拂はらふ國用こくようを資たすくる事こと及び兵隊へいたいとちりて國家こくがを守護まもする事の道理だうりもきで六初

編み終てくそしく法話一了たれを今またあつてあら
ためて法話一了せむとも法得心なつてあらるる苦で
六がる但古の義務も付て老婆心もてう一言そへお
まとかまざるまで小初編みも法話一了タル通り年貢
運上を拂ふまとも銘くの仕事を政府ふたのみおきを
の入用を拂ふまけられどもその筋柄も大工小家作並法
を任しその極う方の賃銀を拂へも最早務せしとま
る事やとく大なる相違も元来政府の仕事しとて
銘くの仕事せられ夜も晝も雨乃日も風の日も飯を

食ふ間も寐る間も影の形もそふ如く銘くの身幹も
あながちて須臾も離れぬもので大ざるされむその入
用を拂ふもまた一身一家の身上を賄ふと同様して大
れんど拂へむまぐ不足れりとり際限もあつたおとや
則恒小事と次第ふよれ銘くの家庫家財を擧て悉
くおれを年貢運上も差出さん心組もてるおれもかな
おぬ苦ておがる蓋し六の理合を圖と銘くとの冥係も
付て考ふれを恰も火の光を見り如く明亮も會得せら
るおとで六がるサテワコデおれ等の義務を銘く國家も對

一つとむるや、銘くもまた國家よりその身を保つ存の
権利の保護をうくる株があり、銘くその身を保つ存
の権利もその區別甚だ多き者やれども、うらまそのあら
まを法語に、第一を自身自主の権といふ
即自分を一人主の人間にて我身を我身の且那様やうや
る他人は害を加へ世間の法を犯さぬとすへやくを決
て他人より押へ附らるゝおとなきをりふ、第二を行事自由
の権といふ、即長崎の人が東京へ引移らんとも、大坂の
人が箱館へ旅行せんとも世間の控へ違背せされを決

して阻ぶらるゝおとなきをりふ蓋し、六の権を最も廣
きものにて隨意に我好む職業を営み隨意に我好む
連中と仲間を結ぶやどすべて人間の隨意にその行為
を行ふ大とせむ、六の権の内、籠れたおとで六が第三
を意思言語自由の権といふ、即世間の害とせらざる大と
も隨意に考へ隨意に言頭して差支なきをりふ蓋し、我
好む神佛宗旨を自由は信仰し、或は我著作せし書
籍を自由に出板するおとや、七の権の内、籠
れる大とで六が第四を物品自由の権といふ、即我所有

の品物を以て息子に譲らんとし親類も分たんとし貧
 窮人に施さんとし開山松に奉納して坊主乃腹を肥
 さんとし我心のまゝに取行ひて少くも差支なきを以
 第五を法願自由の権とし即他人より無理非道をうく
 る時をあれを裁判所へ訴へその曲直の吟味を以て
 もらふたを得る権利を以てすべて他人乃ためし我控利
 を枉屈せられんとする時政府の力をかりてあれを以
 し伸し安全を得る権利を以て但しあれをあらまの
 話にしてそのくもしき事の中へ無智短才の僕風情が

横板の館を抛附くが如き兵舌を以て解明さん大
 と思ふもよらず然れハな不そのくえしき事と教導
 職乃フルナ尊者か洋學者のミル先生みでも付てお
 う法胸みそひりやをいもゆる一おして萬を知り理窟
 りて夫の他の事柄も大低おやかりもならん夫とみん
 外サテ夫の控利とりよそしやる株とりよそし同株み
 て只の株に九人同たる者金銀珠玉を鏤めたる法殿み
 住居せる殿様も九尺二間乃裏庭み住居せる日雇稼

も之を同等に所持してゐるべき筈でござるされを政
 府に於ては貴き殿様 たりとも賤しき日雇様 た
 りとも少しも偏頗の沙汰なく之を同等に保護する
 事として殿様日雇様をえらまへ罪科を犯す者あれ
 を必以て抑ふ照らして之れを刑罰不行ふなどでござ
 る政府の職分を最下詰て論じられたる人民の権利
 を保護する一事は止りて今政府に於て行ふいろく乃
 政事も之なるの目的を達せんため乃に任業でござる
 ソテ政府がたの道理に従ひて人民の権利を保護し

て呉るゝゆゑ舊平さん足下不せよ僕不せよ何一ッ心配
 を用ふる三度の食事を喰べ安樂不足手を伸して臥
 らざる事でおざる之れを考ふれを政府の恩徳不ど世に
 ありがたきものたゞざり外まひサテかくの如く政府の
 保護を以て我身の権利が安全なれを否でも應でも
 その義務を一つとめざれをカチえぬ次第で美味を喰
 ふ上をまた精出して傷ざれをカチえぬ道理でござるさ
 らみ豆下のも美味を澤山喰も人働くまじと少しもい
 やわりと仰する議論なれを扇る文の子供でもかくの

務をつとむるは政府をまた人民の権利を保護する
 ことなり人民の権利をもつては自由自在とい
 ふたは政府の政事をたゞ人民の権利を保護せんた
 め行ふことのよてされしり不かつ目的をたきとてある
 といはるるはけだか今心をあつめて世間の有様を見れば
 中く是下乃仰らるる理窟通りふたのぬやうに不覺之外を
 の譯柄を先ボリス乃て是る所業に付ておらんをこれ違
 式ダノ註違ダノといふ名目を設け五十六ヶ条とやらいふ
 罪目がありて違式の口を三歩より一兩二歩まで罰

金註違の口を一朱より二朱までの罰金と恰も吳服屋が
 高をさる如く罪科の虫段を正礼して定めおき法不
 觸るものあれを現金掛直ち貸貸時貸一切不仕
 ひとたちまち屯死につれゆき罰金をとりあげ銭儲の
 仕業をせる事でおざるたをを身躰へ刺刺するもの
 あれを違式の罪人とし直る三歩の罰金をとりあげ肌
 ぬぎ又を裳褰うして往來するものあれをそれまた違
 式の罪を犯し夕と三歩の罰金道傍小便するものあ
 れをア、安直の口なりし不肖く一朱の罰金をとりあ



遊
樂

げ犬を闘まも罰金紙鷲を揚ぐるも罰金縛付でも罰金
 尻を放ても罰金ヤレ罰金と罰金とせんで慢罰金をとり
 あぐるましくわろがオトあれ等も正真子からぬ理窟でも六
 ざらんか且ボリスがあれ等の法を犯志しとるをとり扱ふ
 垢子をしくを頭ふ帽子を載き羅紗の羽織ふ仙臺平の
 の袴官負極めきたる人物ふと随分丁寧小應接せれど
 僕等の如く身ふ荒布の如き衣服を着し中風病が泥
 濘ふ伸吟やうわろ言急使ふのむのふ差まる時をむや
 ん小力身かへりヒツト此方で立て居て相移でもせれぞそ

れまろ大騒動忽ち眼をむき出し口吻を尖らし一躍の
 中々る聲を發して呵り附け事ふれを携ふる棒
 を以て足腰の立ぬんどふお居るまもぢぢるあれを
 赤の舊よがたじく見懸しとよふてそのたむおと小
 ポリスの所業をふく覚えまろ小ぢぢるぢぢるを横面でも
 張係してやらんぢぢる小覺え外サテ劊刺を世の鷲の者
 人方車曳ぢぢる下賤のものが威勢のよからんため自分の
 身の痛さをあらへてする仕業もて世間も差し密在つ
 不どの妨もせざるものぢぢるを何もあれは付きてボリス

のせる職分を國の政事乃一つわれをポリスを矢張政府
ふて人民の控制を保護するため乃道具で犬ざりま
せり且ポリスを給金を國用乃中より受くれを矢張
銘より出せ存乃年貢運上の餘澤を蒙るもので犬
ざりませり其の故不掌る所不とりて威權より異われ昔
乃番人或も番太ちりふもの小大低似寄の品物と
心得分さる今ノポリスモ政府の威光を笠は著て其主
人同扱ゆる人民を塵芥の如くみ看做し人民の控制を
保護をへき道具てありながら及てわれを害ふ仕業は

及べるも實小胆乃つぬる話よてあまされて口を閉
く大とみ出来はせん人民もまた我養ふておく奉公
人小對り貴君様且那様と致ふ恐れ入り外夕以來を
を附け外と怪入りあかのみぢり以我料箱の儘小行
てよき苦なる權利を害するも至れるを諺ふりし飼
犬小手を噬るもけりて甚だ歎あをりき次第小覺え
外尤ポリスが出来てから以來火附盜賊の憂も減し追
剥人殺乃難も少くぢりたれをポリスを以て決してあ
くきものときるもけりて犬ざらぬ随ふよきものわれ

ときん人民の権利を害ふ所を以て見れむ一概よき
 ものとやるは、アキアキをせんと薬も愛して毒とやる
 如くポリスも全歸よきものなれども政府の威光を笠ふ
 著てあまり力身をぐる所から竟ふありきものなれ
 るはとておざりませうまづわれ等の論をきておきき
 ると是下の法話しなされし法議論よれをかの五
 十六ヶ条などろ罪目る大抵人民の権利を害ふ事柄
 小相違なくして政府のまべき仕業ふあらざるかと心
 得られ外さる故ふまの舊平をわれより往來する時を

必を裳を褰りポリスを見掛たをなすさと鼻教を
 うたむ小便でも去てやらん心組でおざるその時ポリス
 が咎めなむそれ大う喧嘩のまどきかれ是下より少たる
 理窟を以て議論ふ及むそれをも用ひる罰金をとら
 んといはむポリスをおろか斥所でも裁判所でも怒る
 事もおざりません何所までも是下におつたる理窟をお
 けりたりまの老爺の身軀が細粉にやらんとも更にお引を
 とらぬ覚悟でおざるその時を聞さんおまへを議論の張
 本人も互尻もせむ小屹度尻押をお頼みし外ナント

開次郎さん今僕の法話一冊もチツトモ無理のなき理窟でござりませうされども法の議論に向かては如何なる天魔鬼神とりふとも必に侘入り平作して頭を抱へ逃ささんおとよ心得られ外ソコで足下の法所存もいか

開次郎

アハハハ 舊平さんまたうまく不慮窟をお考へなされたされど足下も大分議論も上手におやりなされ 無法なる言葉もとうか前後とのむて正真の理窟らう

聞ゆるうちが奇妙タさりながら去のやうなる事を世間の造業番に向かて法話一冊なされよ人と呼れて正真の息の音の通ふ者を耳おめとめぬ言葉でござる全解足下のかくの如き不慮窟を吐出根原を僕の法話一冊を自由を勝手我儘のちと誤解してゐらるゝおとやれを去の誤りを正さんよまづ人間乃自由のよりて起る本原を法話一冊なされを法得心おなり外まふ去の故ふとり約てその本原を法話一冊なせう元來人間の性まはれ付て屹度善をまべき苦み出来てゐるものよてされ 天

道様が人間に與ふる天性でござり外六の天性の働を
名付て知覺分別と尸外身白きを見て白と云り黒
きを見て黒と云るちとてあれも矢張天性より顯を
るゝとちがら生れしもの人もその天性の上を私と
りし雲霧がふふハッキリとその光をあらはんふと出
来ませんソコで學問としふとをきれを自然ふ六の雲
霧が退散し天性が明かふなりて知覺分別乃正眞の
光をあらをいえらるゝちとてござる譬を悪事を行ふ
をあらはらば毎學文育なる人物はあすが如し學問をせ

しものも自然に知覺分別が明かるとも悪事を行ふた
く覺ゆるも心が承知せざりて決してこれをせざるふと
でござる玉みか、されを光なりし人學をされを知りし學
問をとりしちなるふ六の知覺分別をみかく道具より
てあれよりて恒に私に克ち生れ付通り善を行ふ次
第でござるサテかく活活し中きを知覺分別を學問を
以て外よりちりらへ付るもの、やうふ少やれと決して
さふありむ知覺分別をもより人間の生れ付し具を
れるものもて天性生れ付或も知覺分別をいへむ何カ

事面倒くして六かあいの、やうふせやれど畢竟な心一
乃事と決心得なされて相違おざりません即学問をた
その上皮を剥く丈の役をまゐるものでござるサテ又人間
よも手足五臓ありて世間の萬物去の五臓も觸れ抵るも
のあるごとく直なれを心も感下りろくの情とりよものを
あらわし外壁を青藤なる衣服を見れを著たしと思ふ
美味を食へむモット沢山食をたしと思ふ白粉や伽羅の油
の茶香をかけを何となくその品物も近寄たしと思ふ
なれな情とりよもののでござる情慾

不至極大切なるものにて一身の幸福を得るも國乃文明
開化の進む事もな人間も亦の情慾があるからる譬
を貴き人を見富む人を見、つくりき新造を見れば、
る大と小たちまち羨む情をあらわし自然に勵む料
簡を起して遂ふその身の幸福を得るが如くかく情
慾も人乃身ふとりて大益あるものなれどそのあらわ
るるに任しりいまりなれを即ち悪事と陷る大とや
心なすたなれを裁判してたし衣服を著たく思ふとも
なれを著ては後小困るやうんと禁めモット食たく思

問イ問答 二篇卷上

ふともあまり食むても食傷するやらんと禁め木の品
物は近寄たく思ふともそれ小近寄ても不義小陥るな
らんと禁め恒小かくの如くそのあらをる所の情慾
を分別して意見を加へ丁度節と大ろ小帰せしむる
まけりやあれ知覚分別の傷をあらをる所でござるさ
りぢから人間の情慾も中ニ手強き者や夏されとら
押へて節物小するおととよ不ど心が大丈夫にあらざ
れむあたもば古の故に世も情慾の爲小心の分別意
見をまて悪事を行ふ者が澤山あり外されど誘ふ

耳を塞ぎて鈴を盗むとら如く悪人とりよと決し
てその行むを以てよきものとも思えられれば則如何なる
人ふても知覚分別いたゆる心を具へてをらさる者もなき
苦もてされ人間乃性来生れ付も屹度善をまべき苦小
出来てある詭據でござるサテ又善惡とも我行むの他
人小關係もた上小付ての名目もて他人の喜ぬ所も善
事疾む所も悪事でござるソテ我身の情慾を節して
行へて必以他人の喜ぶと大ろとなり擅して行へて必
以他人の疾むと大ろとなりまかれハ善惡ともた情

問此問答

二篇卷上

欲と節とと擽りまとの差別より生ずるものにて自由
 と我儘の差別もまたある大とて大がる我身擽て
 人の痛さを知れと又も動のぬ誘子て今他人より軽
 蔑をうくる時我身も必を思く一き事思ふなら
 んされむ我身もまた大の情を及不して決して他人を
 輕蔑せぬやうまべー他人より尊敬をうくる時我身
 も必にうれ一き事思ふならんされむ我身もまた大
 の情を及不して必を他人を尊敬せん心掛べー蓋
 一太の言意よれを善も悪も自由も我儘もあきら

かを得心せられて天性小背かがる中り小行せらるる
 大とて大がるされむ我儘と情慾を擽り去たる悪行
 乃名目自由とて人間乃天性小背かがる善行乃名目
 一て大乃善行が我身乃上にある間もそれを自由乃
 權利といひ外不あらざる時則チ一も他人の妨とせら
 ざる仕業にてそれを善行とよぶ大とて大がる實は
 我儘と自由との相違を雪と炭との如くされども先
 そのよく似たる大と強ど炭柿と甘柿との如くた
 れば極小世の人の心得遠をせらるるも無理ならぬ大

と不覺ふかく之外ナントかく法話ほふわ了しやうせむ自由じゆうを人間にんげんの天性てんせい
より出でる善行ぜんかうの事ことと明白めいぱく不徒得ふととく心こころかゝれりたら
らッデ夫おつとの道理どうりが法胸ほふむね不落おちいれむおれから是下こゝの疑うたがひ
ぢされるボリスの一段いちだんふしりありませりまの舊ふる平へいさんよく
考かんがへてぶらんぢされ夫おつとの日本にっぽんも是下こゝ一人ひとりお住居すまいなされる
コけてもボッリ外ぐわいまふ日本人にっぽんじんの數かずを天上てんじやうの星ほしより繁さかく
地上ちじやうの沙すなより多おほくかくの如ごとき群集ぐんしゆの中なかにお住居すまいなす
れる是下こゝぢれむまた他たの人ひとの心こころをまかりてその妨害さまたかと
ぢらざるゆせねむかぢなむぬおとでボッるも一ひと是下こゝが

唐太からたか魯西ろせい亞あ乃果なりなる無人むにん島とうもてもお引移ひきうつりぢされ
ぢむそれ夫おつとり小便せうべんをせんとも鼻歌はなうたを唱うたせんとも裳しやうを
褰ひららんとも喧嘩けんかをせんとも火ひを附つけんとも盜賊とうぞくを傷やむ
んと一人ひとり舞臺ぶたいもて他たに笑わらふ人も腹立はらだち人もぢまぢたもゆ
ゑお心のまゝ小ぢされて差支さしつかぢる人ひとけれど日本にっぽんの如ごとき
人間にんげん群集ぐんしゆの土地とちにお住居すまいぢれるあふだを決かして是下こゝ
の法話ほふわのゆりなる行ゆきかを出来できざる苦くる下くだボッる今いま夫おつと
れ等の事柄ことばを喻たとえとりて法話ほふわアさむ人ひと民たみを夫おつと不
庭前ていぜん不ふせむ立樹木たちじゆもくの如ごとく政府せいふをぢれを守護しゆごする庭てい

作り種樹屋の如きものでおぼざる樹木もその性来通り生長すべき筈のものなれども或もやいままち枝をまひかりて他の樹木の妨害をまるときは庭作り種樹屋の鋏鋸を受けてその枝を切りとらるる次第でおぼざる政府が人民の身の上を算係して人民の権利を妨ぐる中、不覺ゆるふとあるも畢竟その道理を照らし合はれを合点やくちとておぼざる日本の政府も一人のため不設けしものならん則日本國中のため不設けしものなれを政府もまた日本國中の人民の互に損害を受け

ざるや、ふその権利を平等に保護する次第して夫の事となし不親が子供をとり扱ふが如く夫の兒もかの兒もまた同様に思ふ物を與ふるも小言をいふと決して偏頗のたしなきを固より親の眞實の情をれがまた政府の心でおぼざるの心からして足下の疑ふ所の五十六ヶ条などいふ罪目も起りホリスの権ホリスの職を起れる次第でおぼざるかの五十六ヶ条を載る所を決して人間自由の権利中、罷れたるものならんとなす人の氣随我儘よりあらざる所業でおぼざるまかれバ夫の譯柄をさきよ

足下の仰れ、劓刺裳褰り小便などの事、付て話
 話、ヤさん全躰人の身躰を天道様が六の世の務をさ
 ぐべきため小作られ、ものふて親より自分を受け自分
 才また息子、借ふべき大切なるものでござるさまを劓
 刺を針を以て皮膚を突き、それを五色の彩りて恰も錦
 繪の如く、さるおとどれかその天道様の思召、懐れらる
 勿論身躰、大害ある證據を、立て、劓刺を、立て、ある年
 寄の大方癡瘋などの病を、發するを、以て、おまの、おま
 れませ、おる大害あるおとを、捨置を、世の馬鹿野郎ども

もその奇麗、お小眼をくらみ威勢がよいの女が、不ろ、の、と、噪
 き廻り、竟、お一人の風が、千萬人の害を、引起して、世間、お生れ
 付ぬ、片輪病人が、殖ゆるおと、お政府、おて、おれを、や、お
 ま、お禁制、おする、おけ、おで、おがる、又、人間の道理、お適を、た、る
 禮儀作法を、別人の天性、お生れ、お付、おより、お生、おる、お所、おの、おので、お
 がる、おさる、故、お不、お人、お對、お、お無、お禮、おを、お働、おけ、おむ、おれ、お巳、おの、お天性、お又、お背
 きた、お我、お儘、お氣、お随、おの、お所、お業、おを、お行、おふ、おの、お相、お違、おた、おさ、り、おませ
 人、壁、おを、お足、お下の、お前、おを、お肌、おを、お脱、おき、お脛、おを、お赤、おし、おが、ら、お相、お移、おも、る
 もの、おあら、おを、お足、お下、おを、おま、れ、おを、お失、お禮、おを、おる、お奴、おと、お立、お腹、おせ、ら、る、ら、る

できさらう且足下も大の不作法より竟つひその人を尊敬そんきやう
 する料簡りょうかんの失果しせうる事ことでござらうされむ道理どうり上うへに於おて
 肌脱きだぬき裳褰ちやうせんりの失禮しれいより遂つひに他人たにんの立腹りゅうはくを引起ひきおこし人
 間交際かんかうさいの妨礙さまたげを生おこずるも必かならずあらんおと心得こころえられ并
 志しあるを何なんぞや家いえの中ちゆうのちやらは往來りやうらいもまが肌脱きだぬき裳
 褰ちやうせんりままとをあまりといへむ歎なげももき所業しよごふよてある所業しよごふ
 を行おこなふもの歎なげ愚ぐ白癡はくちもまたうまていばざりません蓋けふし
 され等らも古ふるき悪習あくしゆよりされまがまがも誰たれもあまりあまりり辱はが附つき
 怪あやむもせざるせみとされども今日けふかく世よの中ちゆうがむらけく

徳とくを尊たふみ行なむを重おもんむる時ときに當あたりても甚しだ世間せけんの
 風俗ふうふくを害わざはふ大おほとおほまた政府せいふにおいてあれをやまる
 う禁制きんせいするまでござるまも職業しごふをもち時とき或あるも雨降あまりの
 日ひやといいは肌脱きだぬき裳褰ちやうせんりせねむかぢかぢもざるまとあれとい
 されも衣服いふくの制せいのありきとあらうまてあれを以もつて大おほの禁きん
 制せいも外ほかむるまけよまもやません即すなはち初編しよへんは活かつつ一いつ片ぺた
 衣食住いしょくぢゆうの論ろんをよま考かんがへまらんまりまされませ又また大道だうだうの真中まんなか
 仁王におうも突つ立た他人たにんの鼻前はなまへへ馬うまの如ごとき陽物やうぶつをあらまる
 慢然まんぜんと小便せうべんを排は出だすも實じつは不作法ふさふほう千萬せんまんなる仕業しごふよて

其の事が始て見る所のものぢらむ准てても必胆を
 つぬ一失禮を怒り終小喧嘩口論でも及ぶべきこと
 でござらうされむ便所あらざる所小便するを禁制
 するもふ不肌脱が裳褰りと同恥ぢる理窟でござる犬を
 闘一大なる紙鷲を揚ぐることを禁制するもまたあれが
 ため往來人の妨礙を生むるやゑでござる其の他五十六
 条小載する所をうぢ人の尊隨我儘より生むる悪事
 てあれを犯すものは政府より相當の刑罰を與ふるを勿
 論なれどもあれ等を裁判所控て入牢或は懲役せむ

小行ふべき不道の罪もあらざりとして拾置てをまた
 世間の不為とせむるにけられむ無據罰金の直段を定
 おきあれをとりあぐるおとでござるされを足下の偽る錢
 儲の仕事せむる筋を決てせむ事でもござるサテあれ
 からポリスの權乃素性とポリス乃是べき職分とを活話
 一ヤきん元來ポリス乃權をあれを警保の權といひて日本
 まで内務省の受持でござるソコテ其の權の素性を人
 民の身の上を氣を附け安全を守るといふが趣意して
 警保の文字をくましく説き小言誠めたもちまはる

問答 三

とり小義理を警保の權とをばて人民の身軀所
業の上小算係して人民が自己の身軀不害とやうべ
き事や他人の權利を妨害すべき事を行ふ時を忽ち
いまめ小言をいふ或も氣を附け説諭してその安全
を守護する義でたがざるれば小れを政府の人民小向ふ
て小の權を行ふ有様を不親のその子供をとり扱ふ
と同様やうが如し今子供が危き遊戯をされを怪我
をたすならんといふやめ菓子も多く食へを疴の出が起
らんといふむるをされ親が子供の身軀を大切と思ふ

眞實の情小て政府もされと同様小恒ふその眞實なる
情を以て人民の理小背き道小違ひたる行ふを過むる
を固より當然の仕業でたがざるさうやがら親のやうま
まぐるを竟小子供を馬鹿者小まき如く政府のやうま
まぎて人民の屁を放たる事小まが關係するをまた
人民を馬鹿者小まき本なるゆゑ政府もて小此等乃事
柄小い深く心を用ゐ既小適宜の良制を設けられあ
る事できざるサテ又ボリスア職分を小の權より出づる
所小の者やうゆゑたよ五十六と条小載せざる所やうとゆ

明治朝野

三

人民の安全いんみんのあんぜんに害がいある事をホリス不ふおいて必かならず以もつて
 を制止せいしすべき苦くるしみでぶさるされを火ひ附つけ盗と賊ぞく乃すなはち番ばんを勿なほ
 論ろん道どう路ろ橋きょう梁りやう乃すなはち破やぶ損そんを附つけ市いち食しょく物ぶつ店てんの賣う物ぶつ不ふ氣き
 を附つけ奸かん商しやうの買かひ一いつ賣うやど不ふ氣きを附つけ寄よ芝し居い妓ぎ樓ろう
 その外ほか人ひとの大たい勢せい群ぐん集しゆまる所ところ不ふ作さく法ぽうのやからんやう不ふ
 氣きを附つけるを僅わずかふその職務しよくの序ついで端たんふて首くびを縊くらんと
 する者を過とめ身みを投なんとする者を押おへ溝みぞ河がわ不ふ入い
 りてゐる者を救きうふ車くるま不ふ壓おされんとする者を助たすけ子こ供ども
 の危あやき遊あそ戯びを制せいり往むかひ來らい人ひとの鼻はな歌うた唱なふを誠まことむると固こ

よりその職務しよくの中なかに統たつれる事ことでぶさるホリスを事こと
 宜かまよれを夫つま婦むすめ喧けん嘩かの中なかに立た入いりその取と扱あつかをよむべき
 位くらいのものやぶさるさうならホリスをた恒とこふその身み不ふ
 を省かへみその職務しよくを慎しんみ人民じんみん不ふ對たいし極きよくて了しま寧ねい極きよくて親しん切せつ
 なる接せつ遇ぐ不ふ及およぶべき苦くるしみの者ものでぶさる尤もつと今いまの東とう京きやうのホ
 リス大たい低てい士し族ぞくの輩たぐひなるゆゑ多くの中なかに矢や張ちやう元げんの二ふた
 亦また差さの象さう象さうが失うやらばや、もそれその職務しよくを誤あやまり
 驕かう慢まん粗そ暴ぼうの所ところ業わざ不ふ及およぶものもぶざり外ほかされど道どう理り不ふ
 於おてかゝる所ところ業わざをなほさるべき苦くるしみやれをまれ等らの馬ま麻ま

開イ... 二...

野郎を即その持てある棒を振り廻せー報を以て竟ふ七
顛八倒して貰ふたる月給をまた棒小なりなくーその成
果を居酒屋の湯出蛸同様に小鉤を以て頭を釣き人事で
かざりませうまづさやうなる贅言を捨おきナント舊平さん
先程から僕が活話ーヤタル所を篤とお考へたうされなむ
五十六ヶ条乃仔細もホリスが罰金をとり上る譯柄も悉
く明白な會得なされまーたらうさされん足下が其思
ふなりて論ぜられー筋も所謂水中の泥鰌議論著り
棒小もかゝらぬ不狸窟にて僕をれをぬるよふれ他の足下

の心根を志らぬ人よされを活話ーなされれを自然小
足下の貫目が軽くなりて尤らーき年寄が馬鹿さー
さ人物とあなづらうし不及すべきお名向後を屹度活用
心なされませッコデ舊平さんどうぶおざる僕のため議論
小向むてを如何に強情なる足下でも薬罐を脱て陰
糸でぶざらう

舊平

イヤ開次郎さん降糸さくまれまが僕がよーと心得たる
理窟も足下の活辨解を以て見れえまな悉く僻論で

月化明啓

二篇巻上

あり外タダカ供一僕もまた口を黙し引込むはけよたおき
ません但その事柄もあれまでの理窟と大相違志たる
ものこそ即大陽曆の譯でござるあれまで世間不於て舊
来の曆を用る来り何一ツ差支ふるまともなかりし何
を以て先年政府において足邊より鳥の起如く急又大
陽曆をと用ふれをた度一たされし不更不合点の
ゆゑ次第でござるあれまでの曆をれを四季乃氣候を始
めとして天氣の揺子潮の湍干不至るまで恒不更りて
大低かもらぬ事なれば職業を管む便利を勿論衣服を

の外の用意に至りては自然不都合より整理をたす事
でござるざるを改曆以来を益も正月も六たませめて操が
六七月頃不暖き雷や電が十月頃不なりをためき雪や
霰が四五月頃不降る次第なればかの玉用綿入不寒惟子
と以て諺不背かざりて萬事不付ぎ甚た不都合の多
きを去とでござるナント年頭の禮者が玉の汗を流しなみら
誠不お熱うて結構なる春でござると口正を述べ暑中の
客人ががタニ戦へたから大分むしくと寒ト外と一禮
まらを見てをどうもあらへられぬでをむざらんかたの故

不何家業の人小かきらばこなその職業の目的を失ふ
 遂不活計の大差支を生むる次第でござる全躰曆も百
 姓が耕作する目的とやうが第一の役目なすふ大陽曆も
 氣候寒暑の事を明し書載せざるや及百姓もこれを
 用ゐてその仕事乃目的を定むるふとが出来ません婚礼家他り
 其外祝儀不祝儀不付き吉日をえらむんとされども大陽
 曆もこれを書載せざるや及遂不悪日を用ゐられがた
 め不悪事災難を引起す者もござり并蓋しおれを畢
 竟大陽曆のため不悪事災難を招ぐまけられぬ大陽曆を

また厄病神の手傳負三神の提燈持ともいふべきもので
 ござるその上改曆以来も五節句盆をとり大切なる物日
 を度し天長節紀元節などいふまけも知らぬ日を祝ふ
 事でござる四月八日もお釋迦の誕生日盆の十六日も地獄の
 釜の蓋のあく日といふも犬おつ童も知りてをり并紀元
 節や天長節の由来も大の舊平の如き牛鍋を食ふ老
 爺といふともありませんやうる世間の人乃心もちき日を
 祝せんとして政府より強て赤丸を賣る看板の如き職中
 提燈を出さずするもや不くやえぬ理窟でござる元来

祝日を世間の人の祝ふ料簡が寄合せて祝ふ日なれを
 世間の人の祝ふ料簡の問もやき日を強て祝も志むるも最
 も無理なる事不心得外又僕かある人より少すたる不
 他の属國とせり一國をその後ふ國の曆を守るもの
 さうでござる即朝鮮が支那の年号を用る琉球が日本
 の年号を用るも矢張其の禊ダさうでござるさされ
 む先年政府よおいて毛唐人の國の大陽曆をおとり用る
 せされ一ととりもせ不さば毛唐人は降参してその属國
 におせり一禊でござらう先程是下が法活しをされたる

通りおの日本國を政府一人の物でござる外なきはさる不
 かく一人の料簡を以て我儘自在な毛唐人の属國とせれ
 りを實に相違ぬものとでもござらんか且他の属國とせるとそ
 の國人の身小とりせおの上もやき耻辱かと少す一々去
 かるみかくの如く我儘自在な毛唐人は降参して日本
 中の人民も寐辱す水の耻辱を受すすとも思へを思へを
 政府も相違ぬ者でござる其の舊平の如きう虫同極
 の者でも矢張日本人なれを僕も控て毛唐人の属國
 とせり耻辱を受くるも心外至物も心得外至物なれ

を政府の料簡のわらを決して大陽曆を守らぬ心組
でござる蓋しされも僕一己の私論小あらむ世間一
般の心組と見えて何乃土地もて徳川の正月は徳川の
盆よと舊曆を以て萬事の儀式をとり行ふ次第もて
され誰の心も毛唐人のためは耻辱を受くる大とを心
外小覚ゆる詮據でござる女郎の誠と王子の四角あ
れを晦日小月が出るを昔より決してなき者の譬
でござる女郎の誠や王子の四角をあらざれども政府の
毛唐人好の料簡より遂に晦日小月の出るやうにあら外

又晦日小月の出るをよれどもされがため小日本國中の
大不都合を起し去木の之を死にとも足らぬ大耻辱
を人民小領主與ふとも實小無念千萬涙と鼻水と一同
小流る次第でござる僕もされ等の事を考へ出た時を
夜分と寐る去とあたまはいて既小先夜も蒲室を踏破
り枕をす壊ちりまゝかあり外タナント開きん足下と日
本人なり殊小物の道理もよく法心得せられてるらる、
活方されをされ等の事も定て僕と法回論でござらう
開次郎

奮平さん少静ふたされませ足下の唾て中朦朧
して物のあいらがらかりませんダカ併一足下のよく不理
窟を考へ附るるに實に驚き入り外足下の不理窟を
恰も芭蕉を剥が如くあとからあらそれ出て更ニ盡さ
るやうに覺え外されを僕の如き無智短才なる者が腹
をより喉をから青き嘴より黄なる聲を多しと喋
ぎ立つとも更な清得心なきを無理とを心得ませんさ
りながら愚者も一得ありといふとあれをまた一應を僕
のいふ所も聴きさるがうらうらびざる且世の道理といふ

無理窟と不理窟の寄合むたる者もて無理窟といふも
も必む一のとする所もあるものなり理窟といふも必む
一つの技目もあるものなりを理窟を以て無理窟のありき
所をあらも無理窟を以て理窟の足らざる所を補むか
くして正真の動ぬ道理が出来上る事でおびざるさ
れを今足下と僕とかく議論をまゐるお付てと互に片
意地我慢の料簡を捨去り心を虚くして理窟と思ふ
事柄も直に屈服し無理窟と曉れる言葉もまぐみ改
むるが第一肝腎でおびざるッコデ各々自己の心中より

目録
二巻

と思ふ所を言頭をいそめる言語自由の道理を
足下も足下の料簡よりと思はる所を遠慮なく
仰せらるるかより僕もまた僕の料簡よりと覚ゆ
所を以て飽きて返答不及不事ではざるを
と無理窟とを以て正しき道理を愈々仕上る譯合で
かざるサテ舊よさん僕も先刻からあまり弄嘴づけ
ゆゑ最早口が酸くなりて耐へられぬやうなつて来外
その上足下の話一があまり面白なき無理窟のゆゑ
躰屈して欠伸をかり出るやうに覺え外かく話一を

てゐる僕でもら躰屈して欠伸をかり出る事なれを
の本を見てゐらるる看客諸君もぢぢぢら躰屈なさ
れて欠伸が遂に坐睡りか小言よても愛するたとでござら
されむあまりやあまうき鎗の出ぬらち一寸一服やらかして
あとをまた下の巻でゆるりと話一をませう足下も
さうだあまり立身上りてのそあらるる時を竟小腹形か
るくかりて疝氣か寸白でも起らんゆゑ先づらで
一休をされよう氣を養付けてお茶でも一杯召上りま
せ

問答
二篇

問化問答二篇上終



